

道路緊急ダイヤル（#9910）について

1. 導入時期

平成17年12月より全国で導入

2. 目的

道路利用者が幹線道路の異状等を発見した場合に、直接道路管理者に緊急通報できるようにするとともに、それを受けた道路管理者は迅速に道路の異状への対応を図ることによって、道路管理レベルを向上します。

緊急通報は、道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異状を対象としています。

3. 運用

受付時間：24時間受付

通話料金：無料

対象：（固定電話）NTT各社

（携帯電話）NTTドコモ、au、ソフトバンク

（PHS）ウイルコム、NTTドコモ ※今回追加

4. 緊急通報への対応

- ・ 道路利用者が「国土交通省が管理する国道」、「高速道路等」、「都市高速道路」のどの道路管理者に対しても、同一の番号で直接通報可能であり、各道路管理者は通報内容について速やかに対応いたします。
- ・ 補助国道、県道、市町村道については、直接道路管理者への通報とはなりません。各地方整備局等で受け付けて、なるべく早く各道路管理者に連絡いたします。

（参考）「道の相談室」（0120-106-497 トーロクナリ）

道の相談室は、緊急通報以外の道路に関する相談全般を受け付ける窓口で、平成10年より導入しています。